

## 【第二部】 災害発生時

### 2-1 災害時における活動主体と災害復興支援部の活動内容

災害時の活動主体	災害復興支援部の活動内容
<p>➡ 活動の中心としては、被災地もしくは被災地周辺の各曹青会、パートナー、マネージャーの協働体制が望ましい。 ⇒スーパーバイザーはこのために助言や活動の補佐を行う。</p> <p>(例1) 被災地区管区が中心となる。 長所：被災地周辺の被災していない方であれば、地域性を把握した支援活動が可能である。 短所：管区のみならずおよび、管区が広域であり移動が不便な地域もある。</p> <p>(例2) 被災地もしくは被災地周辺の各曹青会などが中心となる。 長所：地域に密着したきめ細かい活動と継続性が期待できる。宗務所・教区との連携が取りやすい。 短所：被災地においては被災者自身が活動することになり、負担を要する。</p> <p>* ただし上記は被災者と被災地周辺の人と一緒にであれば、復興におけるアウトリーチ(発見)、およびエンパワーメント(注1)を引き出すことについて期待できる</p> <p>➡ 17期ボランティア委員会作成の「ガイドライン」が活動の立ち上げや活動において参考資料となる。</p>	<p>➡ 災害における生活基盤回復、生活者の安心の環境、よりよい社会への復興に向けた「被災者」、「被災地」、「被災地にて復興支援活動にあたる人」への中継支援、後方支援活動。 ⇒内容は物的支援、金銭支援、勤労支援、情報支援、精神支援、技術支援など様々あるが、できる支援をフェーズ(注2)に合わせて検討していくことが必要。 例：各曹青会などが活動主体を立ち上げる際に、その活動に対しての緊急的金銭援助。</p> <p>➡ 被災地外の人々、間接支援者(*)、支援希望者への情報提供と活動のための援助、助言。 ⇒被災地外の方々へ正確な情報提供を行い、活動支援者の拡大を狙う。 例：要望を受けてのスーパーバイザーの派遣による援助、助言。 * 間接支援者：被災地で活動する人の留守を引き受ける人もあるし、行茶のお菓子を持っていく際にお菓子を提供して下さった人、間接的にかかわる人のことをいう。</p> <p>➡ 関連組織との連携、調整 ⇒連携した活動は基本精神に即した活動のために重要。ここでの関連組織とは活動に関係するすべての機関をいう。たとえば社会福祉協議会や宗務庁や宗務所、教区、SVAや企業など。 例：宗務庁が全曹青に協力を要請した場合の活動主体との連絡調整</p>

※注1 =エンパワーメント=一人一人の現在の力を生かし、次の力を自ら生み出すボトムアップ型の力。ここでは被災地市民の自立・共助の復興の力を生み出す意も含めています。

※注2 =フェーズ=状況における局面